

平成25年(厚)第673号
平成25年(厚)第843号

平成26年3月31日

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分のうち、〇〇〇万円を超える部分についてはいずれもこれを取り消す。

その余の審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分のすべての取消しを求めることである。

第2 審査請求の経過

1 〇〇建設業厚生年金基金(以下「本件基金」という。)は、同基金の設立事業所であったa社(以下「本件事業所」という。)が、平成〇年〇月〇日を納付期限とする特別掛金〇〇〇〇万〇〇〇〇円(以下「本件掛金」という。)の納付義務を負っており、これを滞納しているとして、本件事業所を差押債務者として、平成〇年〇月〇日、請求人名義のb銀行(c支店)に対する普通預金(口座番号〇〇〇-〇〇〇。以下「預金①」という。)に係る預金残高〇〇〇万〇〇〇〇円及び普通預金(口座番号〇〇〇-〇〇〇。以下「預金②」という。)に係る預金残高〇〇万〇〇〇〇円並びに各確定利息の支払請求権を差し押さえる処分(以下「差押処分①」という。)をし、平成〇年〇月〇日、請求人名義のd銀行(e支店)に対する普通預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「預金③」という。)に係る預金残高〇万〇〇〇〇円、普通預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「預金④」という。)に係る預金残高〇〇〇万〇〇〇〇円、定期預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「預金⑤」という。)に係る預金残高〇〇〇万円及び定期預金(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇。以下「預金⑥」という。)に係る預金残高〇〇〇万円並びに各確定利息の支払請求権を差し押さえる処分(以下「差押処分②」という。)をした。

2 本件基金は、本件掛金を徴収するため、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、国税徴収法第39条の規定により、本件掛金を滞納している本件事業所の第二次納付義務者として、本件掛金を納付しなければならないとして、納付通知書により、本件掛金を平成〇年〇月〇日(以下「本件納期限」という。)までに納付するよう求める納入告知(以下「処分①」という。)をしたところ、本件掛金が本件納期限までに納付されていないとして、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付納付催告書を発してその納付を督促した(以下、この督促を「処分②」といい、処分①及び②を併せて「原処分」という。)

その後、本件基金は、平成〇年〇月〇日、差押処分①及び②を解除し、同日、請求人を差押債務者(第二次納付義務者)として、預金①に係る預金残高〇万〇〇〇〇円、預金②に係る預金残高〇万〇〇〇〇円、預金③に係る預金残高〇万〇〇〇〇円、預金④に係る預金残高〇〇〇万〇〇〇〇円、預金⑤に係る預金残高〇〇〇万円及び預金⑥に係る預金残高〇〇〇万円並びに各確定利息の支払請求権を差し押さえる処分をした。

3 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対して審査請求をしたものであるが、その不服の理由は、請求人は、国税徴収の例による第二次納付義務者ではなく、また、原処分は、第二次納税義務の範囲という点においても不当なものである、ということであると解される。

4 当審査会は、処分①に係る平成25年(厚)第673号事件に、処分②に係る平成25年(厚)第843号事件を併合して審理することとした。

第3 問題点

1 厚生年金保険法第89条の規定によれば、保険料その他同法の規定による徴収

金は同法に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収するとされているところ、同法第141条第1項により、同法第89条の規定は、厚生年金基金の掛金及び徴収金について準用する旨規定されている。

そして、国税徴収法第39条の規定によれば、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の1年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うとされている。

- 2 本件において、請求人は前記第2の3記載のとおり主張し、原処分をいずれも取り消すことを求めているのであるから、本件の問題点は、前記1の関係法令の規定に照らし、この請求人の主張を理由があるものとして、原処分を取り消すことが相当かどうかである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件資料から、次の事実を認定することができる。

- (1) 本件事業所は、昭和○年○月○日に設立された土木工事業、建築工事業等を目的とする法人であるが、平成○年○月○日、株主総会の決議により解散した。本件事業所の代表取締役であった請求人は、平成○年○月○日付で同事業所の代表清算人となっている。

また、本件事業所は、法人税法第2条第10号に規定する同族会社であ

り、請求人は、同族会社の判定の基礎となった株主として、国税徴収法第39条の規定にある特殊関係者に該当する（同法第38条、同法施行令第13条第1項第5号、同法基本通達第39条関係11参照）。

- (2) 本件基金は、平成○年○月○日、請求人あてに「債権差押受入に係る照会等」と題する書面（以下「本件照会書」という。）を送付し、預金①ないし⑥につき、時系列に沿った経過書及び金融機関証明の平成○年○月から平成○年○月までの出入金明細書等の提出並びに本件事業所解散前後以降に上記預金が発生された場合などはその形成の趣意を明確にするよう求めた。

これに対し、請求人並びに審査請求代理人らは、平成○年○月○日、本件基金理事長あてに「回答書」と題する書面（以下「本件回答書①」という。）を提出したが、その必要部分を摘記すれば次のとおりである。

1 差押に係る預金等の形成経過について

- (1) 貴基金が差押えたA名義の普通預金及び定期預金口座の預金の預入及び払戻経過については、添付資料の明細のとおりであります。

- (2) a社は、平成○年○月○日開催の臨時株主総会において解散決議をなし、同日付で、Aの退職金を○,○○○,○○○円と決定し、同日にA名義のb銀行普通預金口座（口座番号○○○,○○○）に退職金が振り込まれております。

なお、a社は、Aに対し、○,○○○,○○○円の債務がありますことを付言しておきます。

- (3) 本件回答書①の1の(1)記載の添付資料とは、請求人名義のb銀行（c支店）に開設された総合口座通帳（口座番号○○○,○○○）の写しであると

認められ、通帳上、平成〇年〇月〇日付で、本件事業所から〇〇〇万円の金員の振込みがあった旨の記載が存する。

- (4) 当審査会委員長の照会に対する請求人及び審査請求代理人B、C各弁護士作成の回答書(平成〇年〇月〇日付。以下「本件回答書②」という。)の必要部分を摘記すれば、次のとおりである。

[照会事項]

a 社の解散決議が平成〇年〇月〇日になされた1か月後の平成〇年〇月〇日、審査請求人のd銀行e支店の口座には、〇〇〇万円(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、〇〇〇万円(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)、計〇〇〇〇万円の定期が預金されています。

上記の資産は、どのような経緯で貯金されたものであるか教えてください。

[回答]

平成〇年〇月〇日付で中小企業小規模共済との契約に基づき、A(以下、「A」といいます。)個人に対し共済金が支払われ、かかる共済金から所得税、市県民税を控除した〇〇,〇〇〇,〇〇〇円が支払われました。

そこで、Aは、支払のあった共済金を〇〇〇万円ずつの定期預金にしました。

※添付資料

- ・ d 銀行 e 支店 (普通預金口座〇〇〇〇〇〇〇〇) の通帳 (該当箇所)
- ・ 小規模企業共済契約内容確認書

- (5) 本件回答書②の添付資料である、請求人名義のd銀行e支店(普通預金口座〇〇〇〇〇〇〇〇)に係る通帳の写しによれば、平成〇年〇月〇日に「チユウシヨウキコウ シヨウキボ キョウサイ」名の〇〇〇〇万〇〇〇〇円の

振込入金があったこと、平成〇年〇月〇日に〇〇〇万円及び〇〇〇万円、合計〇〇〇〇万円の普通預金から定期預金への振替があったことがそれぞれ認められる。

- (6) 本件回答書②の添付資料である、「小規模企業共済契約内容確認書」及び請求人あての「小規模企業共済契約に係る共済金の支払決定通知書兼振込通知書」によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に独立行政法人中小企業基盤整備機構と共済契約(以下「本件共済契約」という。)を締結し、請求人名義のb銀行c支店普通預金口座(口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇)からの口座振替払により共済掛金を支払っていたこと、上記共済掛金の最終領収年月は平成〇年〇月であり、その掛金払込済残高(平成〇年〇月〇日時点)は〇〇〇〇万円であること、本件共済契約に基づく共済金の支払が平成〇年〇月〇日に決定され、その支払金額は〇〇〇〇万〇〇〇〇円であり、これから所得税〇〇万〇〇〇〇円、市町村民税〇〇万〇〇〇〇円、道府県民税〇〇万〇〇〇〇円を控除した差引支払額〇〇〇〇万〇〇〇〇円が、同日、請求人に支払われたことがそれぞれ認められる。

- 2 本件基金の代理人は、次のように述べている。

- (1) 本件事業所は、平成〇年〇月〇日にその事業を停止し、同年〇月〇日付の株主総会の決議により解散しているが、法的な清算手続がなされないまま現在に至っている。
- (2) 平成〇年〇月〇日、本件事業所から請求人名義の預金①に係る口座に退職金名下で〇〇〇万円の金員が送金されているが、前記(1)の状況下にあつて、本件基金に対して〇〇〇〇万〇〇〇〇円もの本件掛金を納付することができない本件事業所が、その解散決議の日に代表取締役たる請求人に退職金を支払う合理性は全く認められ

ず、したがって、上記〇〇〇万円の送金は、本件事業所から請求人への財産の無償譲渡であることが明らかである。

(3) 預金⑤及び⑥は、いずれも平成〇年〇月〇日にd銀行(e支店)に預け入れられた定期預金であるが、その預入れの時期は、本件事業所の解散決議がなされた1か月後であること、本件照会書による上記定期預金についての照会に対して、本件回答書において何らの回答のないことなどからすれば、本件基金としては、本件事業所から請求人に対し、〇〇〇〇万円の無償譲渡がなされたと考えざるを得ない。

(4) 以上のとおり、請求人が、国税徴収法第39条に基づく第二次納付義務を負うことは明らかである。

(5) 本件照会書に対する本件回答書①の回答は極めて曖昧なもので、関係資料の提出など真面目に揃えることなく、限定的な部分提出であった。しかしながら、この部分提出の関係資料から、前記(2)及び(3)に記載したように、請求人名義の預金の一部が実質的に納付義務者たる本件事業所に帰属する財産であることが確認されたという経過がある。したがって、実際には、本件事業所から請求人への、本件掛金を超える金額の財産の無償譲渡があるものと強く推認されたので、本件事業所の事業主(注：元代表取締役の意味であると解される。)で、国税徴収法第39条にいうところの「特殊関係者」に該当する請求人に対し、前記の利益額〇〇〇〇万円を超えて、本件掛金の全額について納入告知・督促をしたものであり、原処分はいずれも適法である。なお、現在までに確証のある利益額は、〇〇〇〇万円にとどまっている。

3 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 本件事業所から請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で退職金として支払われた〇〇〇万円(以下「本件退職金」

という。)について検討するに、同日、本件事業所は本件掛金〇〇〇〇万円余を納付しないまま解散しており、にもかかわらず、同事業所の代表取締役という重責にあった請求人が、社会保険料等の納付に優先して自らの退職金の支払を受けるという行為は、明らかに合理性に欠けるものといわざるを得ず、さらに本件退職金の支給について定める定款や株主総会決議の存在も明らかにされていないことなどからすれば、本件基金が主張するとおり、本件事業所から請求人へ本件退職金相当額(〇〇〇万円)の財産の無償譲渡があったと認めるのが相当である。

そして、本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、この無償譲渡に基因して、本件事業所について滞納処分を行っても本件掛金の徴収に不足することが認められる。

(2) 請求人が平成〇年〇月〇日付でd銀行e支店に預け入れた定期預金合計〇〇〇〇万円について検討するに、その原資は、請求人が個人として契約を締結し、掛金も請求人の個人財産から支払ったものと認められる本件共済契約に基づく共済金〇〇〇〇万〇〇〇〇円(所得税等控除後の差引支払額)の一部であることは明らかであるから、本件事業所から請求人へ上記定期預金相当額(〇〇〇〇万円)の財産の無償譲渡があったと認定した本件基金の判断は失当である。

(3) 本件基金は、前記2の(5)に記載したように、本件事業所から請求人に対する本件掛金を超える金額の財産の無償譲渡があるものと強く推認された旨を主張するところ、前記(1)、(2)及び本件手続の全趣旨を総合すれば、本件事業所から請求人への財産の無償譲渡と認められるものは、本件退職金相当額(〇〇〇万円)のみである。

(4) 以上のとおり、本件事業所から請求人に対し、〇〇〇万円相当の財産の無償譲渡があったと認められ、請求人

は国税徴収法第39条に基づく本件掛金の滞納に係る第二次納付義務を負う者に該当すると認められること、請求人は同条にいうところの「特殊関係者」に該当すること、請求人が上記無償譲渡により受けた利益は〇〇〇万円であると認められること、上記(2)の〇〇〇〇万円及びその余の財産の無償譲渡についての本件基金の主張はいずれも認められないことなどを総合すれば、請求人が本件掛金の滞納に係る第二次納付義務を負うべき上限金額は〇〇〇万円であることは明らかであるから、原処分のうち〇〇〇万円までの部分は適法なものと認められるが、〇〇〇万円を超える部分は、同条の規定に違背するものとして、いずれも取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。